

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成30年度第1回）議事要録

○日時

平成30年（2018年）11月13日（火）14時00分～16時00分

○場所

職員会館3階 大ホール

○出席委員

北野会長、角野副会長、稲垣委員、尾崎委員、近藤委員、佐藤委員、清水委員、高田委員、
玉木委員、西本委員、早川委員、原委員、福島委員、藤田委員、本郷委員、増田委員、
三浦委員、森浦委員、室委員、吉田委員
計20名

○傍聴者

8名

○次第

1. 開会
2. 委員・関係職員紹介
3. 会長及び副会長の選出
4. 傍聴の許可
5. 議事
(1) 「(仮称) 障害のある人が暮らしやすいまちづくり条例」について
6. 閉会

○資料

資料1 (仮称) 障害のある人が暮らしやすいまちづくり条例について
参考資料1 西宮市障害福祉推進計画（平成30年3月）

○議事要録

会長

今回の議題は1つであり、「(仮称) 障害のある人が暮らしやすいまちづくり条例について」となっている。まず、事務局の方からご説明していただいて、その後、各委員からご意見と、事務局の説明についてご質問等、あわせてお伺いする。それでは、よろしく願います。

事務局

(下記の議事について説明)

1. 西宮市障害福祉推進計画策定委員会について
2. 条例の審議について

会長

審議はまず資料の前半について行い、その後、後半について行う予定である。まず1. 委員会について、そして2. 条例の審議について、ご意見ご質問等あれば各位、挙手・発言してほしい。

委員

またゆっくりと論議をすることだと思うが、条例の名称について「あれ？」と思った。「障害のある人が暮らしやすいまちづくり条例」を「誰もが」としてしまうと、障害のある人以外についても規定されているという誤解を与えてしまうと言う事務局の条例に対する認識に疑問を感じた。だからといって条例の対象者を「誰もが」として広げすぎるのもいかなものかと思うが、明石市などは共生のまちづくり条例という言い方をしており、障害のある人ない人相互にエンパワーメントがあるものとなっている。障害のある人が暮らしやすい街はそれ以外の一般の人にも住みやすい街となる。条例の対象を障害のある人だけに固定するのは、論議の出発点としていかなものかと思う。

委員

今、委員が意見したように障害のある人だけにかたよるのではなく、「障害がある人ない人がお互いに暮らしやすい街づくり条例」を作るべきだと思う。たとえば、妊婦など様々な人たちがお互い協力し合うことが目的だ。障害がある人だけに集中するのはおかしいと思う。

会長

確かに東京都が制定した2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックのガイドラインでは障害のある人を国民の20パーセントと示しており、この数字は一時的にケガをして身体的機能の障害のある方や妊婦を含めており、広い概念といえる。どの範囲までを含むのか議論していただけだったと思う。

委員

委員と同意見である。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が出来たのが12年前だが、そのときに「差別」という言葉を使うのは社会的な抵抗があるので、差別という言葉が名称に使わなかった経緯がある。ただ近年、ぼやっとしてきているが故の差別というのが露骨に出てきている。例えばLGBTの発言しかり、2年前の相模原の事件しかり、ぼやかしてきたから、しっくりこないところがあると思う。

名古屋市が来年度「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(仮称)」という名称で条例を制定するそうだ。これは障害者差別を解消するための条例と明確に示された。このように一步踏み込んで差別解消を進めることが必要だという意味合いの名称で条例を制定した方がよいと思う。差別解消は障害のある人だけの問題ではない、ということをご承知だと思ふ。一步踏み込んで差別解消という文言を条例名に取り入れてもいいのかなと思ふ。

会長

委員が今おっしゃったのは、今名古屋市で検討されているものである。障害者差別解消法は、もともと不服申し立てなど問題を解決するための方法を一切持たない形でできたものである。そのため不服申し立ての仕組みについては各都道府県・各市町村にゆだねられている。都道府県・市町村は差別解消の問題を解決するため、都道府県の条例あるいは市町村の条例で規定しているというのが現状である。これを条例のメインに置くのであれば、差別解消という文言を名称に活かすというのが委員の考えかと思ふ。それも含めて議論いただきたいと思ふ。何か意見があれば自由に発言していただきたい。

委員

私は障害のある人の検診に長く関わっている。ある医大の先生に障害のある人の検診について尋ねたところ、障害のある人もない人も同じということだった。障害のある人もない人も高齢になると虚弱になっていくので、障害のある人とない人を区別せずに暮らしやすいまちづくりというのが必要だと思ふ。委員の意見に賛成する。

委員

私は子供が精神障害者で、親も高齢になり、ともに施設にお世話になっている。どちらの方が手がかかるかと言うと、何もわからなくなってしまった高齢者の介護の方が大変だった。みんなが年を取るのだから、ある人もない人もみんなが住みやすい環境づくりが必要だと思ふ。全体を含めて考えるべきだと思ふ。

会長

難しいのは差別解消法の対象が誰なのかということ。支援が必要とされる高齢者、難病の方も対象となっている。皆さんがおっしゃっていることと同じ。日本の社会は障害者という言葉を使うと、支援が必要な高齢者であっても「俺は障害者でなく高齢者だ」と言う。そこにすでに障害のある人に対する差別的な考え方がある。それも超えた社会を作っていけないといけない。その

ためには条例をどんなネーミングにするかも大きなテーマだと思っている。

委員

私も内容をぼやっとさせた条例の名称でなく、内容を明確に伝えるべきと思うが、今回は差別解消だけではなく、情報コミュニケーション等も含めるとなると、それ一つだけを示すというのは違うと思う。共生社会をイメージさせるというネーミングにすることは大賛成。障害のある人だけを対象にしたものではないと思う。3つの趣旨を含めるという意味で条例のネーミングが難しいのではないかと思う。

委員

第5期西宮市障害福祉計画の「差別解消の推進」についての記載で、「条例制定に向けた協議を進める」とされているが、そもそも障害福祉推進計画の基本理念がある。これは計画策定の中で様々な協議をしながら定めてきた理念である。各委員がおっしゃった中で最も実現すべき将来像の「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」が計画の基本的な理念として書かれている以上、このことが明確にわかるような条例の策定、また基本理念の1から4が実現していく、あるいは推進していくことができる条例づくりを目指していく必要性があると思う。

会長

うまくまとめていただいた。ほかに何か意見はあるか。

委員

「本人（自分）が暮らしやすいまち」とするのか、「あなたが暮らしやすいまち」と二人称にするのか、「私もあなたも」にするのか、条例の主語にあたる部分によって受け取り方が変わってくると思う。私は「自分自身（本人）の住みやすいまち」にする方がわかりやすいかなと思う。皆さんも様々なご意見があると思うが、障害のある人が主体になるのか、それとも他者になるのか、私も最初は「私とあなた」にするほうがいいと思っていたが、それよりも主たる人が誰になるのかを考えた方がいいのかな、見た人がわかりやすいかなと思う。字面の問題もあると思うが。

委員

私たちが障害理解に向けた活動をする中で、今考えているのは出来るだけ障害という言葉を使わずに伝えたいと考えている。何年も前から医療モデルから社会モデルへということで、本人の障害に問題があるわけではなく、障害は社会の中にあるという考え方だが、それを考えると条例の名称に「障害のある…」という文言を使うのは違和感がある。なので「障害のある人」ではなく、外国語表記では特別なニーズがある人と表記されることが多いと聞いている。そのように考えると「障害のある人が暮らしやすい…」という条例の名称は適当でないと思う。

委員

では、どんな条例名称がよいかイメージはあるか。

委員

特にイメージがあるわけではない。

会長

おっしゃることもよくわかるが、そのイメージを条例のタイトルとしてどうするかということは検討が必要だ。名称があまりにぼんやりしてしまうと中身が不明確になる。

委員

法律なので障害という言葉を使わないのはありえないと思うが、イメージとしての話である。

会長

例えば、明石市が制定予定の「(仮称) インクルーシブ条例」は、インクルーシブな社会をつくるという条例で、条例の名称から障害という言葉は抜いている。しかし、その前に差別解消条例を策定しているという実態がある。

私のイメージとしては、一つは市の方が心配していた「誰もが…」にしてしまうと女性差別の問題、外国人差別の問題など全ての西宮市民の差別を解消するための条例となってしまうと、それぞれの問題をどこまで取り上げるのかというさらに深い検討が必要になる。そうならないための何らかの手だてがいる。他の市町村がどうしているかという、「障害のある人もない人も」という形で使用している。「障害のある人もない人も」とは、全ての市民を指すが、「障害のある人」が強調されてメインの対象であるということを伝えることができる。全体の問題を踏まえ、障害のある人もない人も共に生きるというイメージは、一つの選択肢かと思う。みなさんの意見も踏まえて次のところでもまたご意見を頂きたい。

委員

会長が先ほどおっしゃったように、障害のある人が暮らしやすいまちづくり条例の中に差別解消条例、手話言語条例、情報コミュニケーション条例の3つを含んで2年後に制定を目指しているという話だが、前の策定委員会でも申しあげたように差別解消条例と情報コミュニケーション条例は障害者全体に対しての条例を目指していることはわかるが、手話言語条例はやはり言語として、手話の環境整備をするためにそれとは別に必要だと思う。今皆さんが日本語で喋っておられるが、私は手話表現を読み取ってということになるので、どうしても情報が遅れて入ってくる。例えば、耳の聞こえない子供が生まれたときに母親が手話の必要性を感じてそれを獲得・習得するためには制度が必要だ。差別解消法条例とコミュニケーション条例の2つをまとめることはよいと思うが、やはり手話言語条例は別で制定していただきたい。以前から申しあげているが、改めて手話言語条例を別に策定していただきたいと考えている。

会長

委員の意見はよくわかった。また、お示しいただきたいと思う。

委員

先ほど、委員がおっしゃったように障害者という言葉にあてはまる代わりになる言葉がないので仕方がないが、害という字はいかにも世間に害を与えるというような迷惑をかけるようなイメージがある。よって害という漢字を使わず、ひらがな等で表現している自治体等もあると思う。そういうことも考えていただきたいと思う。

委員

今、漢字表記のことについて意見があったが、来年度にある障害者大会で障害者が生きづらい社会という考え方のもと、「障がい」の「がい」を漢字に戻そうという発信をしていこうと考えている。それは、私たちに害や差し障りがあるわけではなく、私たちが生きづらい社会の方に害があるからという考え方によるものだ。ひらがなでごまかさずにきちんと漢字で書いて、その上でそういったご意見が出たときに私たちが一人一人に理解を求めるための対応をしていくことがこれから大事なんじゃないかと考えている。

会長

この問題についてはいろんな団体のいろんな考えがあり、障害の「障」も差し障りがあるという意味なのでやめてほしいという意見が出たり、横文字で標記してほしいという意見もあったりする。ここはまた考えながらいきたいと思う。

事務局

先ほど条例のタイトルについては事務局の方で検討するとのことだったが、再度確認させていただきたい。この条例を策定するにあたっては、障害者権利条約や障害者差別解消法があり、昨年度の策定委員会での諮問があったことを踏まえ、対象者はLGBTや外国人への差別などいわゆる人権問題に発展するような案件の方々は対象としないという考えでよろしいか。そのなかで私たちが「誰もが」や「障害のある人ない人」というような表現で対象者を定めていくという考え方でよろしいか。

会長

前回の策定委員会ではそのように話がまとまったと思っている。今回もその形で思っていたらよいと思う。ただし、LGBTのTのトランスジェンダーは、障害という理解がある。つまりなんらかの機能的な障害をもっていて社会との間での障壁や差別を受けておられる方を幅広くという形で捉えてよいか。

委員

原則、障害者基本法に規定されている考え方でよいと思う。

会長

では、そのことも受けて資料の後半についてのご説明をお願いします。

事務局

(下記の議事について説明)

3. 条例の構成について
4. 差別の解消に係る規定について
5. 情報コミュニケーションに係る規定について
6. 理解の促進に係る規定について

会長

条例の骨格、基本になる部分をお示しいただいた。この後肉付けをしていくわけだが、皆さんの方でお気づきの点、またご質問あればよろしくをお願いします。

委員

一点目は、資料の条例の構成（案）の総則の中に目的と定義はあるが、これを総則に書くのか前文に書くのかまだわからないが、さらに基本的理念をあげておくということが非常に大事なかなと思う。

また、責務のようなもの、例えば市の責務であったり、事業者の責務であったり、私も内閣府の計画策定委員会で差別解消の基本指針を考えると非常にもめた部分でもある。市民に対して責務を科すと、例えば個人の財産権などに関わるので、個人の責務に対してはぼやっとしている状況である。理解促進のことを考えていくと、当事者も含めた市民に対する責務を明確に示していく必要があるかなと思う。

他に気になっているのは、理解の促進に係る規定がどこの条例を読んでもさらっと書きすぎていること。例えば、明石市の共生のまちづくり条例の9条を見ても、「…障害理解に関する研修の実施その他の必要な取組を行うものとする。…障害者と障害者でない者が互いに交流することができる機会の提供その他の必要な取組を行うものとする。」と規定されているが、20 世紀的な考え方かなと思う。交流なんてずっとしている。西宮市は看板として文教住宅都市として宣言しているので、教育の部分に力を入れていくべきだと思う。こんな風にぼやっと書いているのは、社会教育っていう考え方が非常に強くて狭いからだ。理解促進を深めるためには何をすべきか。例えば市は何をやっていないかなければならないとか、福祉関係者、当事者団体は何をやっているかなければならないとか、それを受ける市民は積極的に勉強会に参加していくとか、もう少し具体的なことを書いてもいいのかなと考えている。

会長

大事なことを3つくらいお話しいただいた。一つは前文というものを付けるかどうかは別にして、これまで検討してきた基本的な理念について、障害者の差別解消だけでなく、障害者権利条約からきている大きな流れを踏まえた基本理念、あるいは委員がおっしゃった西宮市障害福祉推

進計画でうたっている大きな理念、これを踏まえてどう規定するかということ。

二つ目は、市の責務や事業者の責務、市民の責務について。資料にも事業者の責務を超えて市民の責務をどのように考えるか記載している。

三つ目は、文教住宅都市西宮として特に市民全体の障害への理解促進、市民教育、社会教育を全体としてどんなふうにダイナミックな展開を考えていくのかということ。ぜひとも踏まえながら考えていただけたらと思う。

委員

条例とは、自治体ごとに作るものなので、多くの条例では前文でその自治体で条例を作るに至った経緯、背景をかならず盛り込んでいくべきだと思う。西宮市としては障害福祉計画を策定した流れ、さらに言えば、これまでの西宮の取り組みみたいなものを踏まえて、条例を作るんだということ。もちろん大本には障害者権利条約や法律の流れがあるが、西宮市らしい条例を作ったということをうたう必要がある。そうでなければ、西宮市として条例を作る意味があまりなくなってくる。

それから対象の話になるが、資料に書いてあるような、事業者とはそもそも法律においてもこのように営利企業に限定する規定はされていない。一般的な解釈としては、営利目的でなくても継続して事業を営んでいるものは事業者に含まれる。当然 NPO であっても、社会福祉法人であっても、公益財団法人であっても含まれる。

あまり意識しなくてよいと思うが、先ほどから出ているような市民を含めるかどうかということについて、いろんな条例では「何人も」という書き方で差別をしないといけないということを規定している場合が多い。対象となっているのは事業者と行政等だけでそれにあたらぬ個人は差別をしていいのかという話になりかねない。よって、「何人も」という書き方で規定をする方がよい、というのがこれまでの流れかなと思う。

先ほどの啓発の部分でいうと、条例で具体化するのには限界があると思うが、三田市の条例では、委員からもあったように踏み込んだ記載があって、幼少期からの理解促進というのを掲げていて、教育の場面できちっと啓発をしていくということが第7条に規定されている。「幼少期からの子どもたちに対し、体験型の学習及び障害者との交流の機会を提供する」と踏み込んだ書き方をしている。参考にしていただけたらと思う。なかなか条例で書ききれないことについては、細則のようなもので書いていき、そこに書かれているようなことを実現していくというようなことを書いてもいいのかなと思う。財源上の措置をとる、とらないということについて様々な市の条例でここまで規定があるので、どの程度の財源規模になるかはわからないが、事業者に対しての措置であったり、啓発に係る費用そういったものについて財源の手当てをするということ明記するのも一つ検討の余地があると思う。

委員

三田市の条例について、市民教育・社会教育はもちろんのこと、義務教育の中でも啓発を行うことを掲げている。また明石市の条例を踏まえて、いくつかのところでは財政上の措置が入っている。これをどう考えるか、合理的配慮が必要になる。それも含めて考えていただけたらと思う。

委員

資料の義務規定について事務局から説明いただいたところ、事業者も合理的配慮の提供を義務にしているところはそれでよいと思う。そこをそうしていくと市民全体にも広めないと、あまり意味がないのかなというところは同意見である。先ほど委員がおっしゃったように、教育に踏み込んだお話をされていた。我々も NPO の団体の中で精神障害の理解促進のため大学や高校くらいまでは講習等ができる。義務教育になるとなかなか踏み込んでいけなくて、そのあたりができたらいいなと思っている。私事ではあるが、うちの子供が車いすの人を見ると、なんで車いすに乗っているのかと疑問に思うようで、私が説明するが、我々は日ごろから関わっている、ひとつの交流をしているから話ができると思う。例えば教育をする機会などが担保されていないのかな、機会があるからそういう話ができるのかなと思う。なので、教育の機会を設けるなど、一步踏み込んだ内容にしていけたらと思う。

会長

差別の禁止は合理的配慮の義務規定の問題で、国の差別解消法で、次の改正の方向が検討されている。今のところ民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務となっているが、これを様々なところで努力義務ではなく法的義務にするという形での条例化が進んでいる。私もいくつかのところで委員長をさせていただいている。東京がその方向で行くと示したので、おそらく国の方も近々義務化の方向に進むと思うが、一方でこれに対して今日は民間事業者の方も来ていただいているので、もし何かお考えなりご意見あればお願いします。

委員

弊社の場合は、西宮だけでなく大阪も京都も電車を走らせているので、一概に西宮市だけがどうというわけにはいかず、やはり全体を通して同じようなところを対応していかなければならない。そういう意味で今回のお話に関しても色々参考にさせていただき、対応できるところは当然対応させていただく。やはり現場ではいろんな方がいらっしゃり、なかなか皆様のようにこのような場で議論をされている方ばかりではないので、我々が呼びかけてもご理解いただけないこともある。障害者に対する民間事業者の合理的配慮の提供の義務化が規定されても、なかなかそれだけに特化することはできない。全てのお客様に対して平等にサービスの提供を行わなければならないので、そのこともご理解いただいでうえで我々も努力していくことをご理解いただけたらと思う。

会長

差別解消とは、それぞれの事情、それぞれ個別の状況の中でこういうことが起こったというときに障害のある人と事業者の方が建設的に対話されて問題を解決していくこと。これからも一緒になってこのようなことについて考えていけるような状況を作っていくことができればと思う。

委員

先ほどの委員と同様に、弊社の場合も大阪から神戸まで路線を持っているので、各市町村と連携をとりながらこういった問題にとりくんでいかなければいけないと個人的に思っている。

会長

おそらく東京都が合理的配慮の義務化を行ったので、大阪府でも条例の見直し検討がなされており、大阪府下全体も合理的配慮の義務化がされる方向で進むと思う。阪神間では合理的配慮の提供について共通の認識を持っていけるのではないかと思う。よろしく願います。

委員

弊社の場合さらに沿線が広いので、既に委員がおっしゃっているところは同じだが、こういった事柄の解決に向けて議論していく中で思うことを少しだけ。これが出来ないからこうして欲しいとなったときの解決方法は一つではないと思う。例えば、ホーム柵をつけるというのはハードルが高い。少しレベルは下がるかもしれないが他のやり方で何か出来ることはないのか、もう少し広げてお互いに歩み寄れることはないのかという観点で取り組まないといけない。0か100ではないと思っているので、真摯に議論しながら少しずつやっていきたいと思う。

委員

委員のおっしゃられたことは、合理的配慮の本当の意味でして、権利条約において、合理的配慮は英語で言うと reasonable accommodation であり、理にかなったお互いのすり合わせを継続していくことと書いている。先ほど言われたような0か100かではなくて、今の段階ではこれをやる、次の段階ではこれをやると協議をし続けることが義務であって、それを今やれというわけではないということを啓発・理解として伝えていく。お互いに積み上げていく過程での決まり事ですよってことを条例で説明していったらどうかと今のお話を聞いて思った。

会長

内閣府の方から対応要領についてのQ&Aが出ているが、特定の行為が差別に該当するか否かはそれぞれの事案に応じて具体的に判断され、具体的に解決されるとある。一般的にハードルをばんと課されると、おそらく困難と思われるだろう。一方で東京オリンピック・パラリンピックの関係で、関東は今回バリアフリーのハードルが上がると思う。また本番は夏だが、春から日本全国の様々なところでキャンプ地ができ、選手達が来られるため、全国的にも一定の基準のバリアフリーが求められる。国際的な水準との整合性も求められるので、そのあたりも含んで一般的なガイドラインでどこまでするか、個別のところでもどのように柔軟に対応するか、議論が行われている。西宮市としては、市としての理念のもと、個別のことについて検討出来たらなと思っている。

今日の資料は概略的であり、一般論的に書いてもらっているので議論しにくい部分ではあるが、今後検討を続けた際に、これでは足りないのではないかと、各論はどうするのか、などという議論も出るのではないかと思うが、そのへんはどのようにお考えか。

事務局

今後も策定委員会は続いていくが、次回は骨子案としてももう少し具体的なものをお示しして、ご意見を頂けたらと思っている。条例の名称のことなど、今回頂いたご意見を反映した形で次回案をお示しする。その案についてご意見いただき、次回にまたそれを反映してお示しするというのを何度か繰り返していけたらと思っている。

会長

あとは、議論に出なかったが、実際に差別の対象に関する解決の方法の中で、相談支援の仕組みを西宮はどこまで、いわゆる障害の差別に特化した専門的な相談の仕組みをどうするのか、あるいはあっせん・調整の仕組みを作るのか、あっせん・調整して改善が見込めなかったときに市長が公表するかどうかということについて、皆さんの方でご意見・お考えあれば教えていただけたらと思う。

委員

一つ気になっているのは、差別解消法において各主務大臣は事業者が悪質な場合は、事業者に対し、指導若しくは勧告をすることができるという規定がある。ただし、そこにどうやって持っていかということが全く規定されていない。例えば法務局の人権窓口、兵庫県などの障害者差別解消相談センター、法律相談などがあるが実際そこにアクセスするのは限られた人だけになっている。さらに、それが市に下りてきたときに、私は難しいなと思うが市だけであっせん・調整・解決に向かっていく力を持つのか、もともと県にも窓口があるので果たすべき役割があるという考え方もある。あっせん・調整の仕組みに関しては、大臣勧告の仕組みがあって、県の仕組みがあって、その上で西宮市として何が出来るか審議したうえで条例を作っていくかと思う。

会長

千葉県では専門的な相談の仕組みがあり、差別など様々な事例を検討している。第三者の専門相談員が入ると、9割5分がそこで解決するそうだ。ということは、多くの問題は一般的な障害のある人に対する無理解・無知・偏見から起こることが多くで、一般的な事業者や相手方の場合、説明して差別や偏見を無くすことが出来たらほとんどの問題は解決する。ただ残りのわずかな問題は、お金がかかることである。このお金がかかることに対して、どこまで対応ができるのかというところまで踏み込んで審議していかないといけないと思う。

また相談する場合に一般的な事業者の差別ではなく、悪質な事業者の場合どうするのか。悪質な勧誘や物売りをしているなど、そんな事業者の場合は一般の人でもそれはひどいと理解してくれると思う。他には、事業者のある特定の人だけが差別を行っている場合、研修など仕組みの問題なのか、研修体制等をどうするか等も含めて議論できればよいと思っている。個別の細かいところが引っかかってくると思うが、建設的な話をしながら解決の方法をお互いに歩み寄って見つけていけたらと考えている。

委員

先ほど話にあった相談の場、あっせんの場合だが、おっしゃるように大半が相談で解決しているので、あっせんの場合を用意しておかないとなると、条例の意義が無くなってしまいます。それを考えるにあたって西宮市の枠外の既存の物を活用するというのは、コスト面での優位性があり、また対行政だったときの客観性が保たれるので、既存の物を活用するものありかと思う。しかし、今あるもので役に立つのかということもあり、弁護士会も今あっせんの制度を作ろうとしているが、まだ進んでいないのが現状である。既に和歌山弁護士会があっせんADR（裁判外紛争解決）という制度を既存の物を活用して差別事案へのあっせんに活用できるような仕組みを作っている。そういうものを導入できれば、それも一つの手法になるのかなと思う。ただそれが、条例の策定と合わせて出来るかということ、なかなかすぐには難しいが地域自立支援協議会等の活用も含めてどのようなものを作っていか考えていく必要があると思う。

委員

資料の相談対応からあっせん・調整、勧告・公表の流れの中で、細かい部分については既存の物をどう整理していくかということで、その通りかなと思った。ただ、西宮でその条例づくりをするときに相談対応か、あっせんぐらいまでのシステムみたいなものを整理していく必要があると思う。少しわかりにくいかなと思うが、総合相談支援センターにしのみやと市だけで受けて二つの窓口というものを目指していくのか、あるいは自分の首を絞めるだけだが、指定特定相談支援事業所を活用するなど流れを構築していくが必要があると思う。相談できる人の定義というところで、支援者等というのが入っているがそもそもその人たちもあっせん・調整をしていく必要性があると思う。相談支援専門員の責務としては、インフォーマルな社会資源の構築などをシステムに入れることで今の既存の役割も果たしていけないかなと思っている。

委員

多くは他の委員が言っていることと重複になるが、まずは資料の条例の構成について。他市の条例を見たが、前文が定番で基本理念であるとか定義であるとか、定義についてももっと様々な合理的配慮はどういうことかなど用語について記載があり、その方が一般市民に対して分かりやすいものであると思うので、そういうことを詰めてボリュームを膨らませていくことが一番基本かなと思う。条例をさらに分かりやすくしたガイドラインは作る予定であるのか。

会長

それは皆様のご意見で、要望があれば行政と一緒に検討していく。

委員

差別と言うと、条例の名称について先ほども様々な議論がされていたが、障害のある人の歴史は差別の歴史そのものだという認識に立てば、歴史の重みとしては「差別解消」が良いと思う。ただ、差別を本当に解消できるのかと言うと難しいところもあるが、現状、社会の中で受けている差別的処遇など事例を出し合って、それらを踏まえて条例にしていくということが大事である。また、一般市民の方に差別意識をしっかりと認識してもらい、そういう投げかけもできるような条

例制定にしていれば西宮らしい条例になると思う。参考に茨木市の条例も見ていたが、コミュニケーションについても多く書いてあり、他市のそういうものを大いに参考にしていけばいいのではないかと思う。

会長

茨木市の条例は、災害時の問題だけでなく地域のつながりや社会参加の分野を規定している。それをよく読むと、おそらく一般市民の方の活動や個別の市民の責務的な部分へも踏み込んでいる。例えば、町内会で障害のある方が回覧板を自分のところだけ飛ばされるという不愉快な思いをされたが、そういうことを踏まえて全体例から一緒になって生きていくために、規定している。

委員

まず相談対応について言わせていただくと障害者総合相談として差別的な相談を受けたり、障害福祉の現場を含め教育現場、就労現場など様々な相談がある。私たちもご相談をお受けして、何ができるかと言うと、その方がそこでしっかりと暮らしていける、教育を受けられる、働けるという環境をつくっていくための合理的配慮を調整している。この人はどんな支援が必要なのかというアドバイスのことを継続しながら調整という部分をさせてもらうことが可能である。また社会福祉協議会の特性を考えたときに地域への理解・啓発という役割も担わなければならない。ただ現場でたくさんの相談を受けていたら、その事業者が持つ基本的な仕組みや、大きな社会の中での働く仕組みに原因があることがわかり、解消していくことは、なかなか相談員の力だけでは難しい。現場の中ではいろんな職種の方がおり、例えば医療機関一つとっても、相手方は差別とは思ってなくてもこちら側は差別と思うところは様々ある。それはどの分野にも起こっている。そういったところの根本的な解消を目指しているが、現場の相談機能では対応でききれない現実がある。それは指定特定相談支援事業所として計画相談をしているが、その中でも少し限界もあるのかなと感じている。その部分はしっかり仕組みとして作っていただけたらと思う。

障害理解に関して、交流と共生社会は違うと思っている。交流というのはお互い違うところにおいて、たまに交じり合っ楽しく過ごそうよ、それが障害のある人もない人も共に生きるという趣旨ではないと思う。つまり啓発のあり方も考えていくべきだと思う。いろんな場面で交流するのが目的ではなく、そこで障害のある人もない人も共に生きるためにどうするのかということをしっかり考えていく必要がある。言葉で濁されることの怖さかなと思う。このような経緯でなぜ「障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり条例」を作ろうと考えたのか、それを考えたときに三つを合わせるの難しいと思う。けれど、やはりこれは市民向けで、私たちはこういったことを理解しているが、一般市民の人がこの条例の意味を理解していくために、目的をきちんと条例の名称に表した方がよいと思う。現場でいろんな相談受ける中、明日どうしようと言う生活をしている方の対応をしていて思っている。みなさんとは共通理解があるが、条例が市民のもとにいったときにわかりづらいものになっては困る。

会長

問題解決に向けて、例えば医療であるとか教育であるとか雇用とか障害者団体とか、委員がお

っしやったのは自分たちが医療とか教育の世界で、障害のある人に対してきちんと差別解消法に基づいた支援ができていいのかと言う問いが返ってくると思う。障害者団体だってそう。他の障害のある人を差別しているのではないか。

ただ、委員会では民間事業者も来てくださっているんで、この会はその人たちを責める会にしてはいけない。みんなで責任が重たいけれど、我々が今まで本当に障害者差別解消法の理念をわかってちゃんとやっているか、それぞれの方が胸に手を当てて考えるべき。また障害者団体そのものも胸に手を当てて考えるべき。千葉県と明石市がなげうまくいっているのか、それは事業者がたくさん入っているがうまく連携できているということ。うまくいっている成功事例というものをちゃんと評価して、なげうまくいったのか、もっとよくするために、建設的な議論を真剣にしているからである。私は、90年代に大阪市まちづくり条例をつくったときに一番大事なのはよくやったところは表彰する、マスコミに宣伝をしていただいた。そうすることで事業者も喜ばれて、よくやっているところを支えていって展開していくということをしなさいといけない。

委員

関西のバリアフリーは進んでいるので事業者の方には自信を持っていただきたい。そこで出来ること出来ないことを対話していきながら進めていっていただきたい。

会長

事業者の方ともっと本音でいろんなことの議論が出来ていけたらと思う。これからもよろしくお願ひしたいと思っている。

委員

条例の名称の話聞いていて思ったが、環境に障害があるのであれば「西宮市の障害を解消する条例」などストレートなものいいかなと思って聞いていた。一つだけ市にお願いがある。行政はよく使う言葉だと思うが、「努める」という書き方は、やらないのかなと思ってしまうので「積極的に進める」など意欲を持って書いていただきたいと思う。三田市では幼少期から啓発を行っているという話があったが、やはり小学校・中学校から進めていかないと理解・促進は進んでいかないかなと思う。長期的な視点が必要だと思う。そこがなんとか入っていければと思う。

委員

いつもの策定委員会とは、勝手に違い条例づくりという内容になっているのでとまどいながら参加させていただいた。今回お話を聞いていく中で、名称がすごく話題にも挙がっていたが、理念を固めていく必要があるのかなと思った。責務であったり、合理的配慮であったり、今後細かく話し合われていくのかなと思っている。私の発言にも、会長の発言にもあったが合理的配慮の提供の義務化をしていくことは、事業者である私自身にも責務がでてくる。身に染みて取り組んでいかないといけないなと振り返って思う。今後もこのまま審議を続けていきたいと思う。

以上